

平成 25 年 6 月 18 日

自 動 車 局

## 三菱自動車工業（株）からの立入検査（特別監査）の結果を 踏まえた改善施策の報告について

- 本日、三菱自動車工業（株）から、国土交通省に対し、本年 4 月 23 日付「三菱自動車工業（株）に対する立入検査（特別監査）の結果」を踏まえた改善施策について報告がありましたので公表します。
- 国土交通省としては、同社の改善施策について、その着実な実施を含め、迅速かつ的確なリコールが行われるよう、引き続き、指導・監督してまいります。

### 【参考】経緯

- ・ 昨年 12 月 19 日、三菱自動車の軽自動車のオイル漏れの不具合に対する対応上の問題点に関する社内調査報告書の提出を受け、同社の市場措置を検討する姿勢、同社から当省への報告・説明等には不適切な点があったことから、当省から同社に対し口頭嚴重注意を行うとともに、同社が報告した改善施策の実施状況について、3 月末までに報告を求めました。
- ・ 当省としても同社のリコール業務を確認する観点から、昨年 12 月 25 日～27 日に立入検査（特別監査）を実施しました。
- ・ 本年 3 月 29 日、同社から当省に対し、昨年 12 月 19 日に提出された改善施策の実施状況の報告がありました。
- ・ 本年 4 月 23 日、立入検査（特別監査）の結果、新たな問題点が明らかになったことから、当省から同社に対し、立入検査（特別監査）結果を伝え、それを踏まえた改善施策を早急に策定・実施するよう指導し、改善施策の報告を求めていたところです。

問い合わせ：国土交通省自動車局審査・リコール課  
リコール監理室 野津、新井、佐藤  
代表：03-5253-8111（内線）42351、42352、42353  
直通：03-5253-8597、FAX:03-5253-1640